

「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」【最終案】

中間案からの主な修正点

資料 1 ①

【前回（11/22）審議会で頂いたご意見を踏まえた主な修正点①】

ご意見の内容

○ 基本理念への「こどもアンケート」調査結果反映について

- 「こどもアンケート」でこどもたちの「自己有用感」が低い等の結果が判明したのであれば、その内容等を基本理念にも反映させるべきではないか。

第I章

第II章

○ 市町村等との連携・協働について

- こども施策の実施は基礎自治体を中心となる中で、県は市町村を支援することが大事な立ち位置である中、計画本文中で「市町村等との連携・協働」に関する文言が薄いため、もっとメッセージ性があるのも良いのではないか。

第III章

○ NPO等との協働について

- こども施策を進めていくに当たってNPO無くしては進まないことが多いことから、計画中で「NPOとの協働」が織り込まれている箇所等があれば、協働先として明記していただきたい。

第III章

第V章

計画への反映状況

■ 「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」の策定にあたって 第2段落（p.1）

「令和6年に県が実施した調査では、本県では、孤独を感じるこどもや自己肯定感や自己有用感の低いこどもの割合が全国の結果と比較しやや高い傾向があり、特に孤独感が高いほど生活の満足度が低い傾向が示されています。こどもたちの孤独感の解消や、自己肯定感や自己有用感を高めるための施策が求められます。」と表現を追加し、併せて全文の構成を調整。

■ 「視点1 一すべてのこども・若者の幸せの視点一」（p.5）

「すべてのこどもが一人の人として、その生命や人権が尊重され、自己肯定感や自己有用感を高めながら健やかに成長していくことができるよう、（略）」と表現を追加。

■ 4 市町村等との連携・協働（p.8）

全文を以下のとおり修正。

「こども施策の推進に当たっては、県民により近い立場で地域の実情を踏まえつつ事業を実施する市町村との連携・協働が不可欠です。県は、各種の支援や連携をより一層進めるほか、市町村におけるこども計画の策定を支援します。

また、こども施策は多くの分野にまたがるものであり、国、市町村はもとより、県民、NPO及び事業者等を含む様々な団体と緊密に連携及び協働して推進していく必要があることから、「宮城県市町村少子化対策事業推進協議会」の活用等を通じて、地域社会全体で切れ目なくこども・子育てを支える機運醸成と、こども施策の効果的な実施を図ります。」

また、連携・協働先として「NPO」を追加。

■ 1（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(1) 遊びや体験活動の推進（p.11）

こどもの学習・体験活動や地域活動の活性化

■ 1（4）こどもの貧困対策

イ 教育の支援（p.19）

こどもの貧困に対する社会の理解促進

■ 3（2）地域子育て支援、家庭教育支援（p.65）

子育て支援推進の普及啓発、こどもの育成支援者の活動充実、資質向上の取組み以上について連携・協働先としてNPOを追加。

ご意見の内容

計画への反映状況

○ 闇バイト対策について

- コロナ禍後に闇バイトに関する問題がクローズアップされたことを受け、犯罪から子どもを守ることはもちろん、犯罪をさせないための相談対応の充実等についても計画に記載が必要。

第V章

■ 1 (7) ロ こども・若者の安全・安心を守る取組

(二) 防犯対策 (p.35-p.36) に以下項目を追加。

□現状と課題

「◆近年、特殊詐欺等に加担して検挙される若者が後を絶たない状況となっています。また、SNS等において著しく高額な報酬の支払いを示唆する等して犯罪実行者役を募集するいわゆる「闇バイト」に子どもが応募することにより、犯罪に加担してしまう危険性が高まり、大きな社会問題になっています。」

□基本的方向性

「◆小、中、高等学校での非行防止教室における広報啓発や少年矯正施設での講話による立ち直り支援を推進するほか、悩みを持ったこども・若者に対する相談体制を周知させるなど、子どもが「闇バイト」等に加担しないための取組を、関係機関と連携しながら推進します。」

○ 待機児童数、放課後児童クラブなどについて

- 現場の保育士や職員不足が厳しい状況にあり、処遇改善に関して国が推進しても市町村の取組がないことによって現場で活用されていないケースを多く聞かため、市町村との連携・協働についてもっとボリュームを割いて欲しい。

第III章

第V章

■ 【再掲】 4 市町村等との連携・協働 (p.8) 全文を修正。

■ 2 (2) ハ 居場所づくり

(0) 放課後児童クラブ、児童館・児童センター等の整備 (p.53)

□基本的方向性

「市町村が放課後児童クラブと放課後子供教室を計画的に整備するとともに、一体的な取組が進められるよう、市町村に対して情報提供するとともに必要な支援を行い、連携して環境づくりに努めます。」と表現を追加。

「「放課後児童支援員認定資格研修」を実施し、支援員の認定を通じた人材の確保・育成を図るとともに、放課後児童クラブ及び児童館職員としての資質の向上を図るため、実務研修等を実施し、児童健全育成の推進に必要な知識と技能を習得する機会を提供します。」と表現を追加。

第IV章

■ 1 (5) 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上

□従事者の確保と質の向上 (p.84)

県が実施する確保方策及び質の向上策について明記。

○ 指標・目標について

- 指標について、宮城が目指す目標に繋がるロジックが説明できると良い。現在横並びになっている14項目について、各施策の目指す目標と、宮城が目指す姿に繋がる目標の2階層に分けられるように見える。各指標の構造がもう少し見えると納得しやすいものとなるのではないか。
- 指標がもう少し構造化され、指標間の関係性が明確になると良い。

第VI章

■ 指標・目標の一覧 (p.74)

□合計特殊出生率(指標1)、県民意識調査による県民満足度(指標2)

2指標の項目として、「【総合的な取組の成果に関する指標項目】」との表現を追加。

□「自治体子ども計画」策定市町村数(指標3)～ひとり親向け相談受付件数(指標14)

12指標の項目として、「【各施策内容に関する指標項目】」との表現を追加。

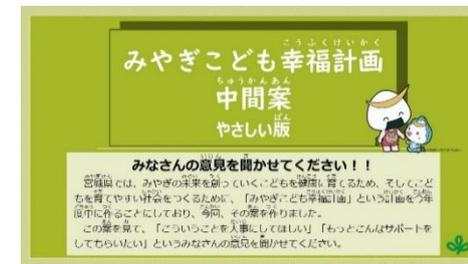
【パブリックコメントの意見を踏まえた主な修正点①】

【パブリックコメント実施概要】

募集期間：令和6年12月13日（金）～令和7年1月14日（火）

受付方法：電子申請、電子メール、郵便及びFAXで受付

- 実施に当たり、主に小学校高学年～高校生年代を想定し、わかりやすい表現で内容をまとめた「みやぎ子ども幸福計画中間案やさしい版」を作成。
- 「やさしい版」と併せて周知チラシを作成し、県内学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等）に周知し意見募集を呼びかけたほか、公式facebook、公式ウェブサイト等で周知。
- 受付方法として電子申請を採用（県電子申請システムを活用）。説明書きにもルビを振るなど配慮。



「やさしい版」資料

◆パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、以下のとおり内容を追加または修正。（下線部分）

ご意見の内容（原文）

※マーカー部は18才未満のこどもの意見

計画への反映状況

○ こどもの意見を聞ける場について

- ・ 子供や若者の気持ちを大切にすることはとても大切だと思いました。子供や大人も幸せになってほしいから、子供の意見を聞けるような場をもう少し作ってほしいです。子供の意見を聞く場を作れば、良いふうになんか自分が住んでいる地域は変わってきたり家庭環境が変わり、子供も大人も住みやすくなるのではないかなと思いました。子供も大人もみんなが幸せになることが、一番の幸せです。

第V章

■ 1 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

(0) こども・若者の社会参画・意見反映 (p.10) に以下項目を追加

□基本的方向性

「◆こども基本法の趣旨や国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえ、本県や県内市町村が施策に関して幅広くこども・若者の意見を聴き、その意見を反映するための取組及び支援を行います。」

○ 文化芸術体験について

- ・ (略) また子どもの可能性を伸ばすため、スポーツなどは支援が多い気がしますが、音楽系は支援がなかったり、そういう文化芸術系のほうにも支援をお願いしたいです。(以下略)

第V章

■ 1 (2) イ 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

(1) 遊びや体験活動の推進 (p.11)

□基本的方向性

「こどもの成長段階に応じて、みやぎアドベンチャープログラムの活用や社会奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験等の多様な体験や公園での外遊び等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。」と表現を追加。

○ こどもの遊び場等の整備について

- ・ 子供が気軽に遊べる場所（児童館、公園など）をもっと増やしてほしいです。
- ・ 若者が楽しめるような公共施設を増やしたらより若者が幸福になると思います。
- ・ 近年の異常気象により、安定した天候の中外遊びをすることが難しくなっている。乳幼児には屋内施設、学童には日よけを設置した公園などの整備が急務と考える。

第V章

■ 1 (2) ロ こどもまんなかまちづくり

(1) 住みよいまちづくりの推進 (p.14) に以下項目を追加

□基本的方向性

「◆子育てしやすい環境整備のため、各種子育て支援設備等の整備を図るほか、市町村が地域の実情に応じて行う施設整備に際して、国の「こども・子育て支援事業債」をはじめとした財政措置等の活用を支援します。」

【パブリックコメントの意見を踏まえた主な修正点②】

◆パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、以下のとおり内容を追加または修正。（下線部分）

ご意見の内容（原文）

○ 母子支援について

- もっと子供を産む前の親に寄り添うようなサポートがあるといいなと思いました。特に、精神的な支えも大事にしたいと思いました。

第V章

○ 教員・保育士等に対する支援について

- （略）子どもたちが学校生活の中で、心身ともに健康に過ごし、より良い学びを得るには、先生方が生き生きと教育活動に専念できる環境が大事だと思っています。本計画には、先生方への支援が含まれておりません。別の計画・施策のなかでカバーされるものなのかもしれませんが、この点は子どもたちの豊かな学びのために、特に重要と考えます。（中略）先生方は近年、事務作業や保護者とのやり取り、中学校では部活などに忙殺され、授業準備や子どもたちとの関わりに時間が割けない現状だという話も聞きます。先生方をサポートすることが、子どもたちの豊かな学びにつながります。教員が足りないなら、意欲のある素人を利用すればいいと思います。（以下略）
- 不登校児が増えているが、教員負担増加による教員の休職や退職も増えている。保育施設では保育士の退職が目立つなど、保育者・教育者が継続して勤務できない状況を是正する必要があります。担当者がすぐ変わってしまう状況は子供も安心して過ごせないのではないか。何が一番教員にとって負担なのか、勤務し続けられる体制と負担軽減策を考えねばならない。

第V章

第V章
第七章

○ 男性の家事・育児に向けた支援について

- 男性育休を増やすこともいいが、男性が育休をとるのは産後の女性のカバーが主であり、長い子育てにおいて一時的なものである。それよりも、男性が子の看護休暇や有給休暇を取りやすいこと。転勤が停止されることや時短勤務ができることなど、子が大きくなるまで仕事をセーブすることが必要。（中略）この状況を是正しないことには、女性のキャリアアップや継続勤務はできない。ここに取り組んで欲しい。

第V章

計画への反映状況

- 2 (1) イ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - (ハ) 産前産後の支援充実・体制強化 (p.41)
 - 基本的方向性
 - 「市町村が実施する妊産婦への相談支援、乳児家庭訪問や乳幼児健診などのあらゆる機会において、不安や悩みを早期に相談できる体制の充実を図ります。」と表現を追加。

教
員
関
係

- 2 (2) イ 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の再生等
 - (ハ) 信頼される学校づくり (p.48-p.49) に以下項目を追加。
 - 現状と課題
 - 「◆多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子どもたちの学びを一層豊かなものとするため、教職員の働き方改革を進め本来の職務に専念できるようにすることが必要です。」
 - 基本的方向性
 - 「◆学校業務の精選と見直しのほか、専門スタッフの配置や外部人材・デジタル技術の活用による負担軽減等の教職員の働き方改革を推進するとともに、心身のケアを計画的に行い、健康管理対策の充実を図ります。」

保
育
士
関
係

- ※修正無 2 (1) □ 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
 - (ホ) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上 (p.45) に方向性を明記
- 【再掲】 1 (5) 教育・保育等の従事者の確保及び質の向上
 - 従事者の確保と質の向上 (p.84)
 - 県が実施する確保方策及び質の向上策について明記。

- 3 (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (p.67)
 - 基本的方向性
 - 「◆男性の家事・育児への参画を促進するため、育児休業をはじめ、子の看護等休暇や短時間勤務制度といった各種の制度の普及啓発を図るとともに、国や企業等と連携して、男女共に仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を推進します。」と表現を追加。

【県議会からの意見を踏まえた主な修正点】

◆県議会（環境福祉委員会）における意見を踏まえ、以下のとおり内容を追加または修正。（下線部分）

ご意見の内容

○ 体験活動について

- ・ ことも大綱には、体験活動について「国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して」とある。中間案ではジュニアリーダーがあがっているが、子ども会や子ども食堂等の団体など、多様な民間団体・社会教育をしている団体・施設があるので、それらとの連携というものも計画に盛り込むべきではないか。

第V章

○ 特別支援教育について

- ・ 特別支援教育とあるが、障害のある子どもと親が地域の中でどこで学ぶかを選択できるようになっている。特に義務教育においては、子どもが地域の中で育っていけるという観点を反映することを強く要望する。

第V章

計画への反映状況

■ 1 (2) イ 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

(イ) 遊びや体験活動の推進 (p.11)

□現状と課題

「◆現代の子ども・若者は、核家族化や少子化の進展に伴い、異年齢の中にある機会が少ない中で育ってきており、地域や異年齢集団の中で互いに影響しあって活動する機会や、乳幼児と触れ合う機会が乏しい状況にあります。」と表現を修正。

□基本的方向性

「◆市町村教育委員会、県民、事業者、地域活動団体、NPO等の多様な団体との連携のもと、地域における青少年ボランティアであるジュニア・リーダーの育成をはじめ、こどもの学習・体験活動や地域活動の活性化を図り、社会貢献活動に対する意欲を高めます。」と表現を追加。

■ 2 (2) □ 特別支援教育の充実 (p.49)

本項目名について、「□ インクルーシブ教育システムの推進、特別支援教育の充実」と表現を追加。

※本文内容に要望内容が織り込まれているため、端的に示すものとして項目名を修正したもの。

【当事者である子ども（中学生から大学生）からの意見聴取について（その他事業）】

◆「みやぎの青少年意見募集事業」（共同参画社会推進課）を活用し、「「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組について」のテーマで県内の青少年からインターネットによる意見を募集したほか、青少年政策モニターのうち6名と意見交換を行い、子育てと将来に対する考えについて聴取し、計画策定や今後の周知に当たっての参考としている。

◆「みやぎ高校生フォーラム」（高校教育課）を活用し、フォーラムに参加した高校生から計画に関する意見を聴取し計画策定の参考としたほか、パブリックコメントについて周知を行った。

＜寄せられた主な意見＞

みやぎの青少年意見募集事業【「こどもまんなか」社会の実現にはどんなことが必要か】

- ・ 子どもを安定して育てられるような社会。経済的な支援、世間が積極的に優しくしてくれるような価値観。
- ・ 子どもたち自身の交流が少ない。ゲームとかのオンラインでつながるというのはあるが、公園とかで遊ぶ方がいいと思う。／徒歩で行けるところに、遊具のある公園がない。／プレイパークを増やしていくといいのではないか。

みやぎ高校生フォーラム【計画に対する意見や提案など】

- ・ 若者の幸福は若者が広めていくべきであって、県が広めていくときにはもっと若者の声、現状が分からなければいけないと思う。
- ・ 学生の進路や学力を向上するための取組をして欲しい。